

議案第91号

鳥栖地区広域市町村圏組合理約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、介護保険事業に要する経費の負担割合を変更するため、鳥栖地区広域市町村圏組合理約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月 8日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、鳥栖地区広域市町村圏組合理約を変更することについて協議があったため、議会の議決を求めるものである。

鳥栖地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約（案）

鳥栖地区広域市町村圏組合規約（昭和52年佐賀県指令52地第803号）の一部を次のように変更する。

第15条第2項第2号を次のように改める。

(2) 組合の介護保険事業に要する経費

区 分	負 担 割 合
保険給付に要する経費	均等割 100分の10
	人口割 100分の40
	保険給付割 100分の50
その他の経費	均等割 100分の20
	人口割 100分の60
	高齢者人口割 100分の20

附則に次の1項を加える。

（平成30年度から平成31年度までの特例措置）

- 5 平成30年度から平成31年度までの間における第15条第2項第2号の規定の適用については、同号の表保険給付に要する経費の項中「均等割 100分の10」とあるのは「均等割 100分の20」と、「人口割 100分の40」とあるのは「人口割 100分の60」と、「保険給付割 100分の50」とあるのは「保険給付割 100分の20」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

変 更 案	現 行										
<p>(略)</p> <p>第4章 組合の経費 (経費の支弁の方法)</p> <p>第15条 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 負担金</p> <p>(2) 補助金</p> <p>(3) 組合の財産から生ずる収入</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>2 前項第1号の負担金の関係市町の負担割合は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 組合の管理運営に要する経費 人口割 100分の100</p> <p>(2) 組合の介護保険事業に要する経費</p> <table border="1" data-bbox="241 890 1088 1219"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負 担 割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">保険給付に要する経費</td> <td>均等割 100分の10</td> </tr> <tr> <td>人口割 100分の40</td> </tr> <tr> <td>保険給付割 100分の50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の経費</td> <td>均等割 100分の20</td> </tr> <tr> <td>人口割 100分の60</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口割 100分の20</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、事業費その他特別の事由による負担金については、組合の議会の議決を経て、別に基準を定めるものとする。</p> <p>4 第2項の負担割合の算定に必要な人口の基準は、最近の関係</p>	区 分	負 担 割 合	保険給付に要する経費	均等割 100分の10	人口割 100分の40	保険給付割 100分の50	その他の経費	均等割 100分の20	人口割 100分の60	高齢者人口割 100分の20	<p>(略)</p> <p>第4章 組合の経費 (経費の支弁の方法)</p> <p>第15条 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 負担金</p> <p>(2) 補助金</p> <p>(3) 組合の財産から生ずる収入</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>2 前項第1号の負担金の関係市町の負担割合は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 組合の管理運営に要する経費 人口割 100分の100</p> <p>(2) 組合の介護保険事業に要する経費</p> <p>均等割 100分の20</p> <p>人口割 100分の60</p> <p>高齢者人口割 100分の20</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、事業費その他特別の事由による負担金については、組合の議会の議決を経て、別に基準を定めるものとする。</p> <p>4 第2項の負担割合の算定に必要な人口の基準は、最近の関係</p>
区 分	負 担 割 合										
保険給付に要する経費	均等割 100分の10										
	人口割 100分の40										
	保険給付割 100分の50										
その他の経費	均等割 100分の20										
	人口割 100分の60										
	高齢者人口割 100分の20										

市町の国勢調査人口による。

(略)

附 則

(略)

(平成30年度から平成31年度までの特例措置)

5 平成30年度から平成31年度までの間における第15条第2項第2号の規定の適用については、同号の表保険給付に要する経費の項中「均等割 100分の10」とあるのは「均等割 100分の20」と、「人口割 100分の40」とあるのは「人口割 100分の60」と、「保険給付割 100分の50」とあるのは「保険給付割 100分の20」と読み替えるものとする。

市町の国勢調査人口による。